

## 障害者相談支援事業等に係る消費税の取り扱いについて

尼崎市は、障害者相談支援事業等について、これまで消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は非課税対象事業であるとして、社会福祉法人に対し事業委託してきましたが、課税対象事業であったことが判明しましたのでお知らせします。

### 1 概要

令和5年10月4日付こども家庭庁及び厚生労働省事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、障害者相談支援事業等については、消費税等の課税対象であること、また、自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合は、委託料に消費税等を加えた金額を受託者に支払う必要がある旨明示されました。当該事務連絡を受け、本市で実施している事業について確認したところ、消費税等を非課税として委託していました。

### 2 原因

国事務連絡で示されているとおり、「障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いがこれまで明確に周知されていなかった」ため、社会福祉法に基づく社会福祉事業(第一種及び第二種)は消費税等が非課税とされている中で、同事業と同様の性格の事業である障害者相談支援事業等は社会福祉事業に該当すると解釈してきたものが、誤り(課税)であるとされたためです。

### 3 今後の対応

今回の国事務連絡を受け、当該事業を課税対象事業と取り扱うこととし、令和5年(2023年)度の委託契約に係る消費税等相当額及び過年度(平成30年(2018年)度～令和4年(2022年)度)の委託契約に係る消費税等相当額及び延滞税相当額並びに加算税相当額について、受託法人に支払います。

### 4 対象事業

障害者(児)相談支援事業、障害児等療育支援事業、基幹相談支援センター機能強化事業、障害者就労支援事業、障害者安心生活支援事業

### 5 対象法人数

9法人

### 6 影響額

約1億円(概算)

※令和5年(2023年)度の委託契約に係る消費税等相当額(約1千7百万円)

※過年度の委託契約に係る消費税等相当額及び延滞税相当額並びに加算税相当額(約8千3百万円)

以 上